

生徒心得

生徒諸君が日々の生活の中で守るべき諸点を示す。よくこれらに留意し、日々の生活の指針としてもらいたい。なお、各項の解釈や、細部については、学校の指示によるものとする。

【1】欠席、遅刻、早退、見学、忌引、休学、転退学について

- ① 欠席・遅刻・早退・欠課等が前もって明らかな場合には、保護者が「連絡帳」に理由を明記し、捺印したものを、クラス担任に届け出る。
- ② 事前に連絡ができない場合には、当日中8:20～8:40の間に電話等によってクラス担任に連絡する。(保護者が始業前にクラス担任に伝えることを原則とする。)または、後日、保護者が理由を明記し捺印したものを、クラス担任に提出する。
- ③ 交通機関の明白な異常による遅れ以外は遅刻扱いとする。
- ④ 遅刻して登校したときは、教員室へ行き、学年の教員に申し出る。
- ⑤ クラブ活動・試験等で、やむを得ず欠席・欠課をする場合は、所定の用紙で担当教員に届け出る。
- ⑥ 保健室を利用する場合は、原則として所定の用紙で、クラス担任に申し出る。
- ⑦ 休学期間は3ヶ月以上2ヶ年以内とする。復学にあたっては保護者がクラス担任と十分に相談の上「復学願」により願い出る。病気によるときは、復学可能の旨の医師の診断書添付する。
- ⑧ 転退学は、所定の用紙により学校に届け出る。
なお、他校への転入試験などのため、調査書等が必要なときは、所定の手続きを行って定められた日までに届け出る。
- ⑨ 忌引き日数は次の通りである。

父	母	7日以内
兄 弟	姉 妹	5日以内
祖 父	母	3日以内
曾祖父母・伯・叔父母		1日以内

【2】登校・下校について

- ① 通学にあたっては、通学経路届をクラス担任へ提出すること。
- ② 通学の際、原則、登録自転車以外の車両(自家用車・タクシー・バイク・その他)は用いてはならない。
- ③ 自転車で通学する者は、自転車通学規定(別項)を遵守する。
- ④ 学校にいる間、無断で校外に出ることを禁ずる。
- ⑤ 通学の途上、寄り道を禁ずる。止むを得ぬ事情があるときは、保護者が「連絡帳」に理由を明記し、捺印したものを、クラス担任に届け出る。
- ⑥ 校時表、登校・下校時刻は次の通りである。

	月曜日～金曜日	土曜日
最始登校時刻	7:30	7:30
ホームルーム	9:00	9:00
1校時	9:15～10:05	9:15～10:05
2校時	10:15～11:05	10:15～11:05
3校時	11:15～12:05	11:15～12:05
昼休み	12:05～12:50	
4校時	12:50～13:40	
5校時	13:50～14:40	
6校時	14:50～15:40	
ホームルーム	15:40～	12:05～
下校時刻年間		
クラブ	18:00	クラブ 17:30
完全下校	18:20	完全下校 17:45

【3】服装について

以下は休日に登校する場合、部活動で校外に出る場合にも適用する。

- ① 男女とも通学に当たって所定の校服を着用する。
男子はブレザーにスラックスとする。女子はブレザーにスカートまたはスラックスとする。
スカートの長さは、膝上3～5cmを目安とする。膝上5cmより短くしてはならない。特にウエスト部分で折り曲げて着用してはならない。
スラックスはウエストサイズに合ったものを着用する。
極端にサイズが大きいものを着用したり、スラックスをずり下げて腰の部分で着用することは禁止する。
- 男女とも、ブレザーの下には所定のワイシャツを着用する。ワイシャツはスラックス・スカートの中に入れる。ワイシャツの下にTシャツ等を着用するときは、地味なものを使う。ただし、ハイネックは不可とする。

夏期(6月1日～前期終業式)の通学時の服装は次に定める。

夏期(含む準備期間)通学時の服装について

夏期服装期間は6月1日～前期終業式までとする。ただし、夏期服装期間の前後に準備期間を設ける。準備期間は冬服・夏服のいずれの着用も認める。準備期間は以下のように定めるが、気候によって日程を変更する場合がある。

冬期服装着用開始日	4月1日
夏期服装準備期間	5月連休明け～5月31日
夏期服装着用開始日	6月1日
冬期服装準備期間	9月1日～後期始業式前日
冬期服装着用開始日	後期始業式

夏期(含む準備期間)の服装は次のとおりである。

上衣 所定のワイシャツ(女子は所定のブラウス)、指定ポロシャツを着用する。ベスト・セーターを併用しても良い。ただし、ベスト・セーターを着用してワイシャツの裾を外に出してはいけない。

下衣 男子は夏物スラックス、女子は夏物スカートまたは夏物スラックスとする。ただし、替えスカートを着用しても構わない。

- ② 男子の用いるベルトは、無地で地味な色(黒・茶系)の革または布地のものとし、必ず着用する。
- ③ セーター・ベストを着用する場合は、所定のものを着用する。(校内では、セーター・ベストの姿のまま活動しても良い。)
- ④ 靴下は、女子は紺の学園マークの入った所定のソックスを着用する。男子は無地で地味なソックス(白・黒・紺・焦げ茶・灰色)を着用する。

冬期（10月～5月）は黒いタイツを用いてもよい。

- ⑤ 通学靴は、革靴、または運動靴とする。革靴の色は、黒・茶系、運動靴の色は、黒・白・紺を基調としたものに限る。形は単純なものとし、次のものは禁止する。
ブーツ・サンダル型、かかとの高いもの、先のとがったもの、エナメル素材のもの。
- ⑥ コートを着用する場合は、無地で黒・紺・茶・グレーを基調とする。ただし、光沢のあるもの、皮革・フリース・ボア素材は禁止とする。なお、パーカー・トレーナーは着用してはならない。
- ⑦ マフラー、手袋は地味な色、単純な型を用い、装飾目的に身につけない。
- ⑧ 通学鞄は学校指定のスクールバッグ、リュックサックとする。ただし、オプションのサブバッグを用いても構わない。クラブ用バッグについては別に定める。
- ⑨ バッグにシールを貼ったり、落書きをすることは禁止する。キーホルダーなど他人のものと区別するために使うものは、ワンポイント程度のものとする。
- ⑩ 異装は原則として認めないが、止むを得ぬ事情が生じたときは、速やかに「連絡帳」で家庭より「異装許可願」をクラス担任を通して生活指導主任に提出し、許可を受ける。
- ⑪ ネクタイと女子夏服リボンは日常的に付けなくとも構わない。ネクタイは中学生がエンジ色、高校生は紺色とする。女子夏服リボンも同様とする。ネクタイや女子夏服リボンは結び目が第一ボタンのところになるようにする。
- ⑫ 正装とは以下の通りである。

冬服：男子 ブレザー・ワイシャツ（青）スラックス・ネクタイ

冬服：女子 ブレザー・ワイシャツ（青）冬用正スカート（またはスラックス）

ネクタイ・指定ハイソックス

夏服：男子 ワイシャツ（白）・スラックス

ネクタイの着用はどちらでも構わない。ただし、着用する場合、ワイシャツはスラックスの中にに入る。

夏服：女子 ブラウス・夏用正スカート（またはスラックス）・リボン・指定ハイソックス

- ⑬ 次の場合、正装で参加する。

入学式、卒業式、始業式、終業式、また研修旅行時の行き帰りなど学校または学年で指定された場合。

【4】頭髪について

中高生らしい清潔感のある髪型を心がけること

- ① (男子)

ア 前は、目にかかるないようにする。
イ 横は、耳にかかるないようにする。
ウ 後ろは、襟にかかるないようにする。

(女子)

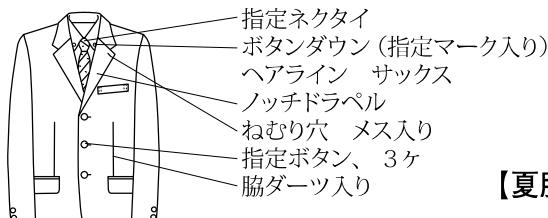
ア 前は、目にかかるないようにする。
イ 実習や実技を伴う活動や式典の際に、髪の毛が肩にかかる場合は髪の毛をまとめなければならない。その他状況に応じて教員が指示した場合も同様の対応をする。

- ② 髪をまとめる場合は、下を向いた際に髪が顔にかかるようになること。ゴム以外のもので髪をまとめる場合は、無地で、黒・紺・茶色のものとし、大きいもの、光沢のあるものは使用しない。

- ③ 男女とも、パーマをかけたり、脱色、染色、変形カット、エクステンションは禁止する。その他、極端に整髪料で固めたり、光らせたりすることを禁止する。

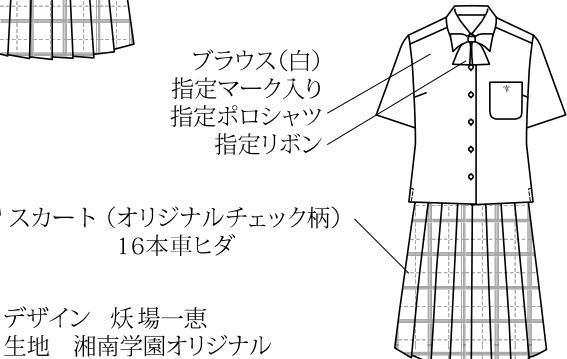
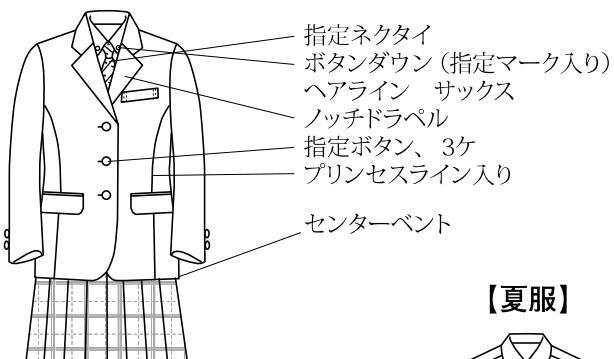
男子学生服

【冬服】



女子学生服

【冬服】



【5】所持品について

- ① IDカードは、常に携行していかなければならない。
- ② 学習に関するもの以外の物品は学校へ持ってきてはいけない。ただし、携帯電話については、届け出によって所持を認める。
(例 音楽プレーヤー・菓子類・漫画・雑誌類・ゲーム類)
- ③ 危険を伴うものは学校へ持ってきてはいけない。
(例 刃物類・エアガン・火薬類・マッチ・ライター・クラッカー・スプレー缶)

【6】試験について

- ① 試験は決められた教室で出席番号順に着席し、受験する。事前に申請をし、特別に認められた場合を除いて、試験教室以外での受験は認めない。
- ② 遅刻時間が試験時間の5分の1を超えたときは、その試験を受験できない。
- ③ 受験教室では、机の中を空にする。
- ④ 筆箱、下敷きを用いてはならない。
- ⑤ 試験中、筆記用具の貸借をしてはならない。
- ⑥ 試験中、私語、わき見などの行為をしてはしない。
- ⑦ 試験中の解答用紙の提出、退場は原則としてできない。
- ⑧ 質問などがある場合は、挙手して、監督の先生の指示を受ける。
- ⑨ 試験終了の合図で筆記用具を机に置き、各列の最後尾の生徒が速やかに解答用紙を出席番号順に天地を揃えて回収し、提出する。
- ⑩ 試験中、及び、解答用紙回収・返却時に不正行為をしてはならない。

【7】学校生活全般について

次の行為は禁止する。

- ① A指輪・ネックレス・イヤリング・ブレスレット等の装飾品を身につけること。
Bピアスのために耳たぶに穴をあけたり、ピアスを身につけること。
C化粧（眉を剃ったり、抜いたり、かいたりすることを含む）をしたり、マニキュアを塗ったりすること。
- ② 生徒間の金品の貸借、売買、金銭の絡む行為。
- ③ ドライエリアでの球戯。
- ④ 校内において無断で張り紙、陳列、配布、募金をすること。
- ⑤ 校内の諸施設、備品等を破損させたり落書きなどをしたりすること。また、無断で使用すること。
- ⑥ 校内で、無断で火器を使用すること。
- ⑦ 校内の諸施設、備品等、公共のもの、机、椅子、壁などを破損させたり、落書きなどをしたりすること。また、無断で使用すること。
- ⑧ 無断で雑誌に掲載されること、テレビ、ビデオ、ラジオ、ライブ活動、その他メディアへ出演すること。
- ⑨ 学校外の諸団体への所属、会合の開催や参加については、前もって届け出る。
(入学以前での団体への参加については、同様に、入学時に届け出ること。)
- ⑩ 車両等の免許証を取得すること。家庭の事情などで取得する必要が生じたときは、保護者がクラス担任と相談の上、学校の許可を得ること。取得後は学校の指示に従う。無免許の者が運転する車両への同乗、二輪車への同乗を禁止する。
- ⑪ アルバイトをすること。ただし、家庭の事情などで止むを得ぬ必要が生じた場合は、クラス担任と相談の上、学校の許可を得なければならない。

- ⑫ 次の場所への立ち入りの禁止や場内での行為を禁止する。麻雀クラブ、パチンコ店、パチスロ店、競輪場、競馬場、競艇場<券の販売や換金場所も含む>、居酒屋、風俗営業所、クラブ、成人映画館、その他風営法あるいは県条例で定めるところの18歳未満立ち入り禁止場所や、中高生の立ち入りがふさわしくないと思われる場所。

- ⑬ 校外において、複数の生徒が集まり、外部の施設などにおいて、迷惑な行為や法律及び条例に触れる行為は禁止する。

諸注意

【身なりについて】

- ① ワイシャツは、袖口のボタン、第2ボタンまでとめる。制服のワイシャツの襟ボタン（ボタンダウン）はとめる。
- ② セーターを腰に巻いたり、肩にかけたりしない。また、袖口を必要以上にのばして着ない。
- ③ 靴のかかとをつぶしてはいてはいけない。
- ④ 室内ではコート・マフラー・手袋は着用しない。
- ⑤ 体育着は、変形させたり切ったりしてはいけない。
- ⑥ 爪は短く切り揃える。

【生活全般について】

- ① すべての人に礼儀正しく接し、外来者が困っているときは親切に対応する。
- ② 教員室にはあいさつをして入室する。
- ③ 始業のチャイムに間に合うように授業の準備をし、チャイム着席をする。
- ④ 授業中に用件が生じた場合には授業の先生に申し出、指示を受ける。
- ⑤ 校舎内、廊下等では走り回る、球戯などをしてはならない。
- ⑥ 昼食は平日は12時から12時40分の間にとる。ただし、土曜日、午前授業の場合 は帰りのHR終了後とする。
- ⑦ 戸締まり、消灯は一人一人励行する。
- ⑧ 所持品には必ず名前を記入する。
- ⑨ 現金・物品の紛失、拾得物は必ず届け出る。
- ⑩ 貵重品や大金を持参した場合は、身につけておくか、クラス担任に預ける。クラブ中はクラブ顧問に預ける。
- ⑪ 校舎内外の美化に心がける。
- ⑫ 用具、施設、備品などを万一破損させたり、破損を発見したりしたときは、速やかに届け出る。
- ⑬ 交通機関の混雑を予想し、余裕ある時間を見て家を出るよう心がける。
- ⑭ 通学の際には、横に広がって他の通行の妨げにならないよう各自が注意し、右側通行を心がける。
- ⑮ 車内、駅構内などで、他人の迷惑にならぬように、また、学園生として品位を傷つけぬように、言動を慎む。
- ⑯ 通学の途上、金品を要求されたり、それらを目撃したときは、直ちに学校・警察に連絡する。
- ⑰ 外出は行き先を告げ、保護者の了解を得ておく。
(夜間の外出については、神奈川県条例で定められている。)

【その他について】

- ① 図書室は、司書の先生の指示に従い、静かに利用する。
- ② 家庭調査簿の記載に変更があった場合は、事務局に届け出る。
- ③ 学割を申請するときは、用紙を事務局から受け取り、必要事項を記入の上、提出する。

【諸願・諸届について】

願・届には次のようなものがあるので、心得ておくこと。

届出用紙を事務局から受け取るもの

休学届

退学届

転学届

復学届

身分証明書再交付願

住所変更等生徒身上異動届

旅行届（学割を申請する場合）

連絡帳によるもの

欠席・遅刻・早退届

体育見学届

異装許可願

寄り道許可願

外出許可願

クラブ用バッグ通学届

携帯電話所持・携行願

その他（下の書式を参考にすること）

免許取得願・アルバイト申請願

校外の団体への参加・加盟届

届出用紙を生活指導委員会から受け取るもの

通学経路届兼自転車通学登録届

許可願

第 学年 組
氏名

左記により、（ ）を御許可
下さいますようお願いいたします。

一 請い出の内容
一 請い出の理由
一 期間

令和 年 月 日

保護者氏名（印）

湘南学園中学校高等学校長殿